

電源開発株式会社「(仮称) 福井県あわら洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年1月31日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 福井県あわら洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 福井県あわら市の地先の海域
- ・原動力の種類： 風力(洋上)
- ・出力： 350,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年11月 19日
環境大臣意見受理	令和2年 1月28日
経済産業大臣意見	令和2年 1月31日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社「(仮称) 福井県あわら洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、既設の風力発電所が稼働中であることから、本事業とその風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。特に、想定区域に隣接する地域では、自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号)に基づく自然再生事業が実施されていることから、北潟湖自然再生協議会と協議・調整を十分に行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(5)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(6)最新の知見の反映

洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の実施の検討に当たって、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

2. 各論

(1)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、沿岸付近の住居の近隣に風力発電設備が設置される場合には、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)鳥類に対する影響

想定区域が隣接している陸域には、ガンカモ類の集団渡来地として指定されている国指定片野鴨池鳥獣保護区があり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオオワシ、オジロワシ等の生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリやガンカモ類等の主要な渡り経路となっている可能性があり、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害、生息環境の変化による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3)海生生物に対する影響

想定区域は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成 28 年4月環境省）に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電

設備等の配置等の検討に当たっては、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、工事中における水の濁り等により、海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された越前加賀海岸国定公園が位置し、同国定公園の利用施設計画に位置づけられた「波松園地」や「吉崎浜地線道路(車道)」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により利用施設及び主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況、利用者の意見等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。